

滋賀県災害廃棄物処理計画【概要版】

第1章 基本的事項

計画策定の経緯・目的等

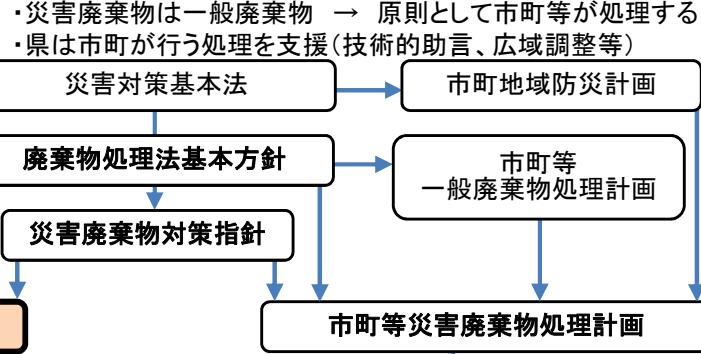
- 東日本大震災を踏まえ、国は災害廃棄物対策指針の策定、廃棄物処理法を改正
- 東日本大震災以降も全国各地で地震や豪雨災害が発生（＝災害廃棄物が発生）
⇒本県も災害廃棄物処理が必要となる事態への備えが必要



【計画の目的】

- 適正かつ迅速な処理による早期の復旧・復興
- 手順、役割等をあらかじめ想定しておくことで発災直後の混乱を最小化
- 市町の災害廃棄物処理計画の策定に資する

計画の位置づけ



被災市町が行う災害廃棄物処理の支援等に
係る県の体制および対応方針等を定める

災害廃棄物を処理（収集運搬・保管・中間処理・再生利用・最終処分等）するための
体制や対応方針等を定める

計画の見直し等

- 計画の実効性を高めるため、関係法令や指針等の改定、最新の知見・技術、訓練等により得られた課題等を踏まえ、毎年度計画の内容を点検し、必要な場合に見直す。

本県の地域特性

- 多数の活断層が分布。県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定。

対象とする災害と災害廃棄物

- 「地震災害および水害、その他自然災害」に伴う廃棄物が対象。
※被災建物から生じる木くず・コンクリートがら・金属くず、破損した家具や家電等

焼却処理余力（通常ごみの焼却以外）は約11万t/年であり、県内の既存一廃処理施設のみでは、処理困難

【災害廃棄物の発生量・要処理量（推計）】

主な地震	発生量	可燃物要処理量	不燃物要処理量※埋立て
琵琶湖西岸断層帯地震	402.5万t	51.0万t	159.8万t
南海トラフ巨大地震	123.1万t	16.4万t	51.2万t

※要処理量（可燃・不燃）以外は再資源化される想定（例、土木資材、製紙原料、木質チップ等）

【仮置場の必要面積（推計）】

主な地震	発生量	一次仮置場必要面積	二次仮置場必要面積
琵琶湖西岸断層帯地震	402.5万t	121.5ha	61.5ha
南海トラフ巨大地震	123.1万t	38.6ha	27.8ha

相当な面積の仮置場が必要

滋賀県の災害廃棄物処理の基本的な考え方

- 早期の復旧・復興のための計画的な処理（→3年以内の処理完了を目指す）
- 県内の処理体制の確保および広域処理等の推進
- 災害廃棄物の再生利用および減量化
- 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進

災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割

主体	主な役割
市町	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から処理体制を整備。災害時には災害廃棄物の処理主体として処理。 県内他市町や他県での災害時に、処理の受け入れ等を実施。
県	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から市町の処理体制整備の支援、災害時には市町による処理への技術的助言、支援に係る広域調整、県域の進捗管理を実施。 甚大な被害により市町が対応困難な場合、市町に代わり処理を実施。 他県での災害時に、処理の受け入れ等の支援を調整。
国	全国・地域ブロックの連携体制整備、指針策定、処理支援、進捗管理。
処理業者	平常時から災害廃棄物処理に係る体制を整備し、災害時には処理に協力。
事業者	平常時から災害廃棄物の発生抑制や処理方法を検討し、災害時には処理に協力。
県民	平常時から災害廃棄物の発生抑制に努め、災害時は適正に排出し、処理に協力。

災害廃棄物処理に係る県の組織体制

- 『滋賀県災害対策本部』の『循環社会推進班』に各担当（総務担当、仮設トイレ担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当、がれき等担当）に職員を配置。
- 必要に応じて関係課に協力要請。国・他県に震災等で処理を経験した職員派遣を要請。

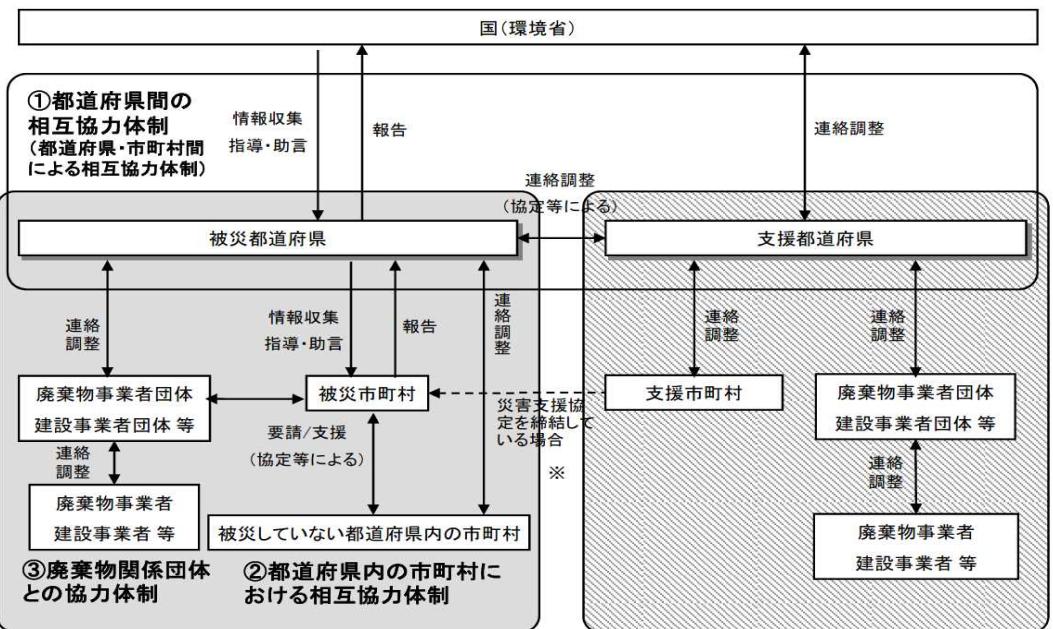
第2章. 平常時の災害廃棄物対策

起きり得る事態への備え

- 市町の災害廃棄物処理計画策定に係る支援
- 県・市町等職員に対する訓練・研修等
 - ・最新の知見や訓練等を内容とした研修会開催。
- 災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る助言・情報提供等
- 県民等への情報提供
 - ・家具転倒防止や住宅耐震化など発生抑制の取組に関する周知。
 - ・仮置場設置や分別等に関する周知。
- 災害廃棄物の処理方法の事前検討等
 - ・処理方法の技術的検討、有害物質保管状況把握、事業所へ漏えい防止等の普及啓発等。

処理体制の整備等

- 市町の廃棄物処理体制の整備等に係る支援
 - ・施設整備・運用や収集運搬体制の整備等に係る技術的助言等。
- 廃棄物処理施設の施設情報の把握等
- 仮置場候補地の選定等に係る支援
 - ・候補地選定の先進事例や県有地等の情報共有、仮置場候補地選定に係る助言等を実施。
- 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制の構築
 - ・県・市町等間の支援、処理業者団体の支援が機能するよう連携・情報交換。
 - ・環境省設置のブロック協議会や全国知事会、関西広域連合等を通じて他県等と連携。



第3章. 発災後の災害廃棄物対策

体制等の確立、情報収集等

- 組織体制・指揮命令系統の確立
- 連絡体制の確立
- 情報収集・連絡調整等
- 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握 ※実際の被害状況に基づき推計

情報提供

- 県民等への情報提供
 - ・収集・分別方法、仮置場等に関する情報を周知。
- 災害ボランティアへの情報提供
 - ・分別方法、安全上の注意事項等を周知。

災害廃棄物の処理

- 処理体制の構築
 - ・市町による仮置場設置、仮設トイレの設置、収集運搬体制等に関する助言等。
- 災害廃棄物処理に係る受援・支援
 - ◆県内の被災市町の災害廃棄物処理に係る受援・支援
 - ・被災していない市町や処理業者団体と支援に係る調整(処理受入れ、資機材提供、人員派遣等)。
 - ・県内で処理が困難な場合、国や他県等に支援を要請し、広域処理を調整。
 - ◆他都道府県の災害廃棄物処理への支援
 - ・県外の災害時には、他県を支援(処理受入れ、資機材提供、人員派遣等を調整)。

事務の委託等の検討・実施

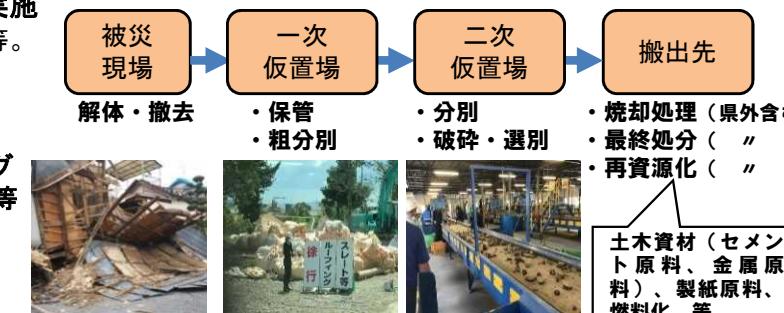
- ・甚大な被害等により被災市町が対応困難な場合、処理業務を受託。

災害廃棄物処理実行計画※の策定

- ・市町の「災害廃棄物処理実行計画」の策定を支援。事務の委託等の場合、県も同計画を策定。
 - ※発災後に、実際の被害を踏まえて方針・処理期間・処理方法等を定める計画

災害廃棄物処理の実施

- ・市町への技術的助言等。
- ◆建築物の解体・撤去
- ◆適正な処理・処分
- ◆仮置場の運営・管理
- ◆環境対策・モニタリング
- ◆処理に係る予算確保等



災害廃棄物処理の進捗管理